

仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号。以下「条例」という。）第31条の2第1項の規定により広告物景観地域を指定し、同条第2項各号に規定する広告物設置基準及び広告物誘導基準を定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成21年7月1日

仙台市長 梅原 克彦

1 条例第31条の2第1項に規定する広告物景観地域

広告物景観地域の区域の名称	区域に含まれる字名（範囲）
広瀬川周辺ゾーン	別紙のとおり
青葉山・大年寺山ゾーン	別紙のとおり
北山・宮町界限ゾーン	別紙のとおり
都心ビジネスゾーン	別紙のとおり

2 条例31条の2第2項第1号の基準（広告物設置基準）

区 域	種 別	基 準	
広瀬川周辺ゾーン	屋上広告物	種類	・自己用，管理用のみとする。（国道4号・国道48号・市道土樋藤塚（その1）線の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く）
		面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は，当該壁面の面積の1/3以内とする。
		高さ	・高さ5m以内とする。（国道4号・国道48号・市道土樋藤塚（その1）線の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く）
		形態・意匠	・光に動きのある又は光が点滅する照明装置は使用しない。 （国道4号・国道48号・市道土樋藤塚（その1）線の各道路沿いの商業地域・近隣商業地域は除く）
	壁面広告物	種類	・建築物の4階以上の壁面に設置する広告物は自己用，管理用のみとする。
		面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は，当該壁面の面積の1/3以内とする。
		形態意匠	・光に動きのある又は光が点滅する照明装置は使用しない。
	青葉山・大年寺山ゾーン	屋上広告物	種類
面積			・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は，当該壁面の面積の1/3以内とする。
高さ			・高さ5m以内とする。
形態・意匠			・光に動きのある又は光が点滅する照明装置は使用しない。

		壁面広告物	種類	・建築物の4階以上の壁面に設置する広告物は自己用、管理用のみとする。	
			面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とする。	
			形態・意匠	・光に動きのある又は光が点滅する照明装置は使用しない。	
		地上広告物	種類	・自己用、案内誘導用、管理用のみとする。	
			面積	・1面につき15㎡以内、かつ合計が30㎡以内とする。	
			高さ	・地盤面からの高さは10m以内とする。	
北山・宮町界限ゾーン	共通事項	形態・意匠	・社寺の指定する建造物（別表第1）から100m以内の屋上広告物、壁面広告物、地上広告物には、光に動きのある又は光が点滅する照明装置は使用しない。		
		屋上広告物	種類	・地上から30m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。	
	屋上広告物	面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とする。 ・地上から30m以上の高さに設置する広告物は1面40㎡以内とする。		
		高さ	・高さ5m以内とする。（商業地域を除く）		
		壁面広告物	種類	・地上から30m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。	
	壁面広告物	面積	・屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とする。 ・地上から30m以上の高さに設置する広告物は1面40㎡以内とする。		
		形態・意匠	・歴史的通り（別表第2）に面する3階以上の壁面に設置する突出し広告物（袖看板）は、道路上に突き出さないこと。		
	都心ビジネスゾーン	ゾーン全域	屋上広告物 壁面広告物	種類	・地上から45m以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
				面積	・地上から45m以上の高さに設置する広告物は1面40㎡以内とする。
屋上広告物			形態・意匠	・広告面の向きは建築物の壁面にそろえる。	
仙台駅周辺西口		屋上広告物	高さ	・地上から当該広告物の最下端までの距離の3分の1以内の高さとする。	
		壁面広告物	形態・意匠	・4階以上の壁面には、1壁面につき壁面広告物、突出し広告物（袖看板）どちらか一つの種別とする。ただし、集約して設置する場合は、壁面広告物、突出し広告物（袖看板）それぞれ1箇所ずつを可能とする。 ・道路に面しない4階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみとする。 ・4階以上の窓面に貼付けて表示しない。	

※仙台駅周辺西口：仙台市青葉区中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目のうち、別表第3に規定する道路（以下「指定道路」という。）の区域内の土地、指定道路に接する土地及び屋外広告物を指定道路に面して設置するための敷地として使用される土地。

3 条例第 31 条の 2 第 2 項第 2 号の基準（広告物誘導基準）

区 域	基 準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランス良い配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。</li> <li>・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。</li> <li>・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。隣接建物の広告物とも配置を揃える等、互いの調和に配慮する。</li> </ul>
<p>仙台駅周辺 （仙台駅から 概ね 500m の範囲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名よりも過大なものとししない。</li> <li>・屋上広告物は、新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。</li> <li>・壁面広告は、ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は 1 壁面当たり 1 ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。</li> <li>・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。</li> </ul>
<p>市道青葉通線（仙台駅周辺西口の区域は除く）・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿道</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上広告は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。</li> <li>・壁面広告は、低層階（3 階以下）に集約化し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。</li> </ul>

4 仙台市屋外広告物条例施行規則（平成 14 年仙台市規則第 69 号）第 5 条第 1 項第 7 号に規定する市長が別に定める範囲

都心ビジネスゾーン仙台駅周辺西口の範囲

5 経過措置

- (1) この告示を行う日（以下「告示日」という。）前に条例の規定により許可された屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）又はこの告示日の際現に適法に表示又は設置されている広告物等で、この告示による基準に適合しないこととなるものの表示又は設置については、告示日から 6 年を経過する日までの間に限り、この告示に定める広告物設置基準は適用しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、同号に規定する期間の内に、同号の広告物等を広告物設置基準に適合させる改修、除却その他の措置を取ることを記載した計画書（以下「改善計画書」という。）を市長に提出した場合であって、市長が当該措置を相当と認めるときは、当該広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に規定する耐用年数をいう。）を経過する日までの間に限り、この告示に定める広告物設置基準は適用しない。ただし、当該改善計画書に記載のない措置を取った場合は、この限りでない。

別表第 1 (社寺の指定する建造物)

名 称	指定する建造物	所在地
大崎八幡宮	国宝・重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物	青葉区八幡 4 丁目 6-1
東照宮	重要文化財・県指定文化財の指定を受けている建造物	青葉区東照宮 1 丁目 6-1
青葉神社	石鳥居	青葉区青葉町 6 番街区
輪王寺	山門	青葉区北山 1 丁目 6 番街区
資福寺	山門	青葉区北山 1 丁目 13-1
覚範寺	山門	青葉区北山 1 丁目 12-7
東昌禅寺	山門	青葉区青葉町 8-1
光明寺	山門	青葉区青葉町 5 番街区
満勝禅寺	山門	青葉区柏木 3 丁目 5-13

別表第 2 (歴史的通り)

路線名	指定する区間
市道青葉神社通線	全区間
市道宮町通線	全区間
市道宮町小松島線	市道北六番丁線との交点から市道五城中学校南通線との交点までの区間

別表第 3 (仙台駅周辺西口)

路線名	指定する区間
市道駅前通線	仙台駅を始点とした市道広瀬通 1 号線との交点までの区間
市道愛宕上杉通 2 号線	市道中央通線との交点から市道柳町通 1 号線との交点までの区間
市道南町通 1 号線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間
市道青葉通線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間

広告物景観地域に係る字名一覧表

区分	区名	町(字)名	全部・一部の別
広瀬川 周辺 ゾーン	青葉区	青葉山、大手町、角五郎1丁目、片平2丁目、花壇、川内川前丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内澱橋通、米ヶ袋1・2・3丁目、桜ヶ岡公園、土樋1丁目	全部
		荒巻字青葉、一番町1丁目、五橋2丁目、大町2丁目、霊屋下、春日町、片平1丁目、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内三十人町、川内山屋敷、北目町、木町通1丁目、立町、角五郎2丁目、支倉町、八幡1・2・3・5丁目、広瀬町	一部
	若林区	石垣町、石名坂、土樋、土樋1丁目、弓ノ町	全部
		荒町、穀町、昼屋丁、樞場、舟丁、南鍛冶町、南材木町	一部
	太白区	越路、長町字越路、根岸町、向山1・2・4丁目	一部
青葉山・ 大年寺山 ゾーン	青葉区	荒巻字青葉、霊屋下、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内三十人町、川内山屋敷	一部
	太白区	茂ヶ崎4丁目、萩ヶ丘、向山3丁目、八木山緑町	全部
		越路、長嶺、長町字越路、根岸町、二ツ沢、門前町、向山1・2・4丁目、茂ヶ崎1・2・3丁目、八木山香澄町、八木山松波町、八木山弥生町	一部
北山・ 宮町界限 ゾーン	青葉区	梅田町、小田原5・6丁目、花京院2丁目、柏木1・2・3丁目、上杉2・4・5・6丁目、木町、木町通2丁目、三条町、星陵町、堤通雨宮町、通町1・2丁目、新坂町、錦町1・2丁目、宮町1・2・3・4・5丁目	全部
		青葉町、小田原4・7・8丁目、花京院1丁目、北山1・2・3丁目、上杉3丁目、木町通1丁目、小松島1・2・3丁目、国見1・2・3丁目、子平町、昭和町、台原1・5・6・7丁目、千代田町、堤町1丁目、東照宮1・2丁目、中江1丁目、支倉町、八幡1・2・3・4・5丁目、葉山町、広瀬町、福沢町、二日町、本町1・2・3丁目	一部
	宮城野区	小田原1丁目	全部
		小田原2・3丁目、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通	一部

広告物景観地域に係る字名一覧表

区分	区名	町(字)名	全部・一部の別
都心 ビジネス ゾーン	青葉区	一番町2・3・4丁目、五橋1丁目、大町1丁目、上杉1丁目、国分町1・2・3丁目、中央1・2・3・4丁目	全部
		一番町1丁目、五橋2丁目、大町2丁目、花京院1丁目、春日町、片平1丁目、上杉3丁目、北目町、木町通1丁目、立町、二日町、本町1・2・3丁目	一部
	宮城野区	車町、中央1丁目、榴ヶ岡、榴岡1・2・3・4丁目、名掛丁、二十人町、二十人町通、東六・七・八・九・十番丁、元寺小路	全部
		小田原牛小屋丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通、五輪1丁目、榴岡5丁目、鉄砲町、原町南目字町、宮城野1丁目	一部
	若林区	五橋3丁目、清水小路、新寺1・2・3丁目、東七・八・九番丁、連坊1丁目	全部
		荒町、新寺4・5丁目、成田町、南鍛冶町、元茶畑、連坊小路、連坊2丁目	一部